

鹿教高第208号
鹿教義第401号
鹿教保第178号
鹿教教第272号
鹿教人第53号
令和3年8月20日

各県立学校長 殿

高校教育課長
特別支援教育室長
保健体育課長
教職員課長
人権同和教育課長

県立学校における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（通知）

新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の対応については、各学校において感染症対策を最大限に行いながら教育活動を行っているところですが、今般、全国的に感染が拡大し、本県においてもまん延防止等重点措置が適用される等、より一層の感染症対策の徹底が求められているところです。

ついては、各学校において、新学期を迎えるに当たり、改めて、下記の点に留意するほか、別添「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（令和3年8月20日文部科学省）を踏まえた対応を行ってください。

なお、学校において感染者等が発生した場合は、県教委が設置者としてその対応について判断しなければならない場合がありますので、感染者等が発生した時は速やかに保健体育課あて報告してください。

記

1 基本的な感染症対策

- (1) 児童生徒・教職員には、毎日自宅等で健康観察を行わせ、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒・教職員ともに自宅での休養を徹底させること。また、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えさせること（この場合、当該児童生徒については欠席とはならないこと、当該教職員については特別休暇の取得が可能であることをあらかじめ説明しておくこと。）。
また、学校外からウイルスを持ち込ませないためには、各家庭の協力が不可欠であることから、PTA等と連携しつつ、保護者の理解と協力を呼びかけること。
- (2) エアコン使用時でも換気を徹底すること、近距離での会話を控えること、原則としてマスクを着用すること等、学校内において密閉、密集、密接の「3密」が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、できる限りそれぞれの密を避けること（ゼロ密）に努めること。
- (3) 児童生徒に手洗いを徹底させる時間を確保するとともに、校内で多くの児童生徒等が手を触れる箇所等について、こまめに消毒を行うこと。
- (4) 飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、昼食時等の飲食に際しては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、会話を控える等の対応を徹底すること。また、歓談は飲食後に行うものとし、必ずマスクを着用すること。
- (5) 公共の交通機関を利用する場合にはマスクを着用し、大声での会話は控え、降車後（または学校到着後）は速やかに手指消毒をすること。
- (6) 県外への不要不急の往来、特に感染拡大地域との往来は自粛し、やむを得ず往来する（受験・就職試験及びやむを得ない出張をする）児童生徒及び職員については、PCR検査等を活用し、感染の有無の確認に努めるよう依頼するとともに、健康観察等の対応を徹底すること。

2 生徒指導

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行う等して、心のケアに適切に取り組むこと。

- (2) 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。
- (3) 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができなかつたり、接種を望まなかつたりする児童生徒もいるということを理解させ、接種を受けていない者に差別的な扱いをすることのないようにすること。

3 学習指導

- (1) 身体的距離を確保するため、児童生徒の間隔を可能な限り2m（最低1m）確保するように座席を配置すること。それができない場合は、学級を複数のグループに分けた上で、使用していない教室を活用する等して、児童生徒の間隔を確保すること。
- (2) 当面は、公共交通機関の利用者が多い学校や学校規模が大きく、教室内で「3つの条件が同時に重なる場」が生じる学校等では、時差通学や分散登校等の実施を検討すること。併せてICT機器を活用したオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むこと。
- (3) 分散登校を実施する際は、進路の指導の配慮が必要な第3学年等の生徒が優先的に学習活動を開始できるように配慮すること。
- (4) 歌唱指導や調理実習、体育における児童生徒が密集する場面が多い活動等の感染のリスクが高い学習活動は当面行わないこと。
- (5) 指導順序の変更等各教科等の指導計画を見直し必要な措置を実施すること。

4 部活動

部活動については、可能な限りリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動、向かい合って発声したりする活動は行わないこと。

また、県内外における練習試合や合宿等を行わないこととする。さらに、部活動終了後に、児童生徒同士の飲食は行わないよう特に指導を徹底すること。

5 学校行事

体育祭や修学旅行等の学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与え、思い出に残る等有意義な教育活動である。各学校においては、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者等の理解・協力を前提に、実施に向けて検討を行うこと。その実施に当たっては、開催する時期、場所及び時間のほか、開催方法（時間短縮や人数制限等）について十分配慮すること。なお、修学旅行については別途通知する。

6 寄宿舎等における生活

- (1) 管理者及び児童生徒は、毎日体温測定と体調チェックを行い、記録すること。発熱もしくは体調不良の者は居室内（可能なら個室）に隔離する。
- (2) 居室の換気をこまめに行い、居室を2人以上で共用している場合は近距離での会話は避けること。
- (3) 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限する等して密を避けること。

<問合せ先>

（教育課程に関すること）

高校教育課高校教育係

電話 099-286-5291

（特別支援学校に関すること）

義務教育課特別支援教育係

電話 099-286-5296

（保健管理に関すること）

保健体育課健康教育係

電話 099-286-5316

（部活動に関すること）

保健体育課学校体育安全係

電話 099-286-5323

（教職員の服務に関すること）

教職員課県立学校人事管理係

電話 099-286-5270

（偏見・差別に関すること）

人権同和教育課

電話 099-286-5364